

消費税軽減税率制度説明会のご案内

丸亀商工会議所、及び丸亀税務署では、事業者の方を対象として、消費税の軽減税率制度に関する説明会を開催します。

多くの事業者の方に関係のある制度ですので、ぜひ説明会にお越しください。

開催日時及び主催者

平成29年10月26日(木) 14時～15時

丸亀市大手町2丁目1番7号 丸亀市保健福祉センター(ひまわりセンター)4階研修会議室1・2

【定員:100名】(主催者:丸亀商工会議所)

説明会に関するお問い合わせ先

丸亀商工会議所 (TEL0877-22-2371)

※混雑の状況により、受講いただけない場合がありますので、予めご了承ください。また、駐車場には限りがありますので予めご了承ください。

小規模事業者の資金調達を支援します **無担保** **無保証人**

マル経融資制度

がさらに利用しやすくなりました!

最初の1年間に限り
実質金利

0.61%

支払った利子が
戻ってきます

= 1.11% - 0.5%

(H29.9.29日現在の金利) (丸亀市0.5%補助)

ご融資額		2,000万円以内
ご返済期間 (うち据置期間)	運転資金	7年以内(1年以内)
	設備資金	10年以内(2年以内)

ご利用いただける方

商工会議所の経営指導並びに商工会議所の推薦を受けた方で、次の条件をすべて満たしていることが必要です。

1. 常時使用する従業員が
 - 商業・サービス業…5人以下(宿泊業及び娯楽業については、20人以下)
 - 製造業・その他…20人以下であること。
2. 原則として6ヵ月以上、商工会議所の経営指導を受け、一定の要件を満たしていること。
3. 最近1年以上、同一商工会議所の地区内で事業を営んでいること。
4. 所得税、法人税、事業税又は県民税や市民税(均等割を含みます)をすべて完納していること。
5. 商工業者であり、かつ日本政策金融公庫 国民生活事業の非対象業種等でないこと。
6. 貸付金額が1,500万円を超える場合は、事業計画策定等の条件があります。

※審査の結果、お客さまのご希望に添えないことがあります。

※利率は金融情勢によって変動いたしますので、お借入金利(固定)は、記載されている利率とは異なる場合がございます。

※なお、利子補給金をご利用できる方は、平成27年度～29年度にマル経融資を受けた市内に法人登記上の本店を有する法人または市内に住所を有する個人事業者に限ります。

※お問い合わせ・ご相談はお早めに…丸亀商工会議所(TEL22-2371)までご連絡下さい。

(年内までに「マル経融資」借入ご希望の場合は、12月4日(月)までにお申し込み下さい)

当所では、会員数の増強に努めています。

お知り合いでまだ商工会議所の会員になっていない方がございましたら、ぜひご紹介ください。